

就労移行支援に係る新規指定の場合の基本報酬算定方法

(令和3年4月8日付け令和3年度障害福祉サービス等

報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) 問6 別添)

就労移行支援事業所等の新規指定にかかる基本報酬の算定について

別添

(1) 年度当初サービス開始の例

	R3.4 サービス開始	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	
就労定着者※の数	a人	b人	c人	...	
利用定員数	X人	Y人	Z人	...	
就労定着者の割合	「3割以上4割未満」と見なす	「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$	$\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$	$\frac{(b+c) \div (Y+Z)}{(b+c) \div (Y+Z)}$	

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

(2) 年度途中サービス開始の例

	R3.4 サービス開始	R4.4	R4.6	R5.4	R5.6	<u>R6.4</u>	R6.6	R7.4
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
就労定着者の数 (暦年)	a人	b人
就労定着者の数 (年度)		d人	e人
利用定員数(暦年)	X人	Y人
利用定員数 (年度)		V人	W人
就労定着者の割合	(R3.6~R4.5) 「3割以上4割未満」と見なす	(R4.6~R5.5) 「3割以上4割未満」と見なす 又は $a \div X$	(R5.6~R6.3) $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$ 又は $\frac{(a+b) \div (X+Y)}{(X \times 30/100 + b) \div (X+Y)}$	(R6.4~)	$\frac{(d+e) \div (V+W)}{(d+e) \div (V+W)}$			